

第7回西脇市自治基本条例検討委員会次第

○平成24年2月20日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 ふるさと創造部長あいさつ

4 協議等

(1) 第6回検討委員会以降の検討状況について

(2) 西脇市自治基本条例策定スケジュールについて

(3) 条例原案の修正について

5 その他

今後の予定

6 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 基本理念及び基本原則（第3条－第7条）
 - 第3章 情報の共有のための制度（第8条－第11条）
 - 第4章 参画と協働のための制度（第12条－第14条）
 - 第5章 住民投票（第15条・第16条）
 - 第6章 市民自治組織等（第17条・第18条）
 - 第7章 市民・議会・執行機関等の役割責務等
 - 第1節 市民（第19条－第21条）
 - 第2節 議会（第22条－第24条）
 - 第3節 市長及び市職員（第25条・第26条）
 - 第8章 市政運営（第27条－第40条）
 - 第9章 連携（第41条－第43条）
 - 第10章 条例の位置付けと見直し（第44条・第45条）
- 附則

前文

わたしたちのまち西脇市は、日本標準時の東経135度と北緯35度が交差する日本の中心に位置し、加古川、杉原川、野間川が流れる自然豊かなまちです。「播磨国風土記」にも記されたように、古代から人々が連綿と生活を営み、播州織、播州釣針、黒田庄和牛といった特色ある産業が育まれてきました。

しかしながら、今日の急激な少子高齢化や産業構造の転換などの影響を受けて、西脇市においても人口減少や近隣関係の希薄化、地域経済の停滞といった問題が起こりつつあります。これらの課題に取り組むに当たり、地域社会や地方自治体のあり方を再考する必要があります。

わたしたちは、日本国憲法に掲げられた基本的人権が尊重され、人と人、地域と地域が交流し支え合うまちを、自らの手づくりあげ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、より一層郷土を愛する心を培い、市民が自治の主体であるという自覚を持ち、身近なところから市政及び地域社会の運営に参画すること、そしてさまざまな主体が協働することが、何よりも必要となります。

わたしたちは、今ここに、自治の基本理念を共有し、学び、育ち合いながら、地域の個性や自主性を尊重したまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

第1章 総則

第1章は、条例の目的、この条例で使われる用語の定義を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とします。

《条例修正案》

(目的)

第1条 この条例は、西脇市における自治の基本理念と主権者である市民の権利及び責務を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とします。

【逐条解説案】

第1条は、条例の目的を定めています。

自治基本条例は、市民・議会・行政で構成される西脇市における自治の基本理念（基本理念に基づく基本原則も含みます。）と主権者である市民の権利と責務を明らかにするものです。また、自治の推進に当たっての市民、議会及び行政の役割や住民自治及び参画と協働のあり方などの市政運営の基本的な仕組みを定めることにより、住民自治と団体自治からなる地方自治の本旨に適合した自治を実現することにより、自己決定・自己責任に基づく地域社会を創造することを目的としています。

「地方自治の本旨」（注1）とは、日本国憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、「住民自治」と「団体自治」の二つからなるとされています。

「住民自治」とは、市民が市政に主権者として民主的なルールにのっとり参画し、市民の意思と責任に基づいて行政が行われることと、市民が自分たちが住んでいる地域を自分たちで運営していくという二つの側面があります。市政への参画の方法には、選挙や法律による直接請求権（注2）の行使などと合わせて、様々な機会をとおして意見を述べたり、政策形成に関わることがあります。

「団体自治」とは、地方自治体が、国と対等な立場で、その団体の権限と責任において行政を行うことで、住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは密接で切り離せない関係にあります。

(注1) 「地方自治の本旨」

【参考】 日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

(注2) 「直接請求権」

【参考】

直接請求権とは、住民の発意により、直接地方公共団体に一定の行動を取らせる直接民主制の一種で、地方自治法には次のものが規定されています。

● 条例の制定・改廃の請求（第74条）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、地方公共団体の長に請求

● 地方公共団体の事務監査請求（第75条第1項）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、監査委員に請求

● 地方議会の解散請求（第76条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

● 首長・議員の解職請求（第80条、第81条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

● 主要公務員の解職請求（第86条）

対象となる主要公務員は、都道府県の副知事、市町村の副市町村長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員で、有権者総数の3分の1以上の署名をもって、普通地方公共団体の長に請求

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいいます。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的にかかわることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

《条例修正案》

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むもの並びに市の政策等に利害関係を有すると市長が認めるものをいいます。
- (2) 市 議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。

- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市民が自主的・主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

【逐条解説案】

第2条は、この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要な用語の意味を定義しています。なお、ここでの定義は本条例が規定する範囲内のものです。

(1) 市民

「市民」とは、地方自治法第10条に定める住民（注3）だけでなく、市内で働く者や学ぶ者、活動する個人や団体、事業を営む個人や団体（法人）、また、本市に納税義務を有する者なども含めています。活動や事業には、営利活動も非営利活動も含まれます。また、「者」は個人を指し、「もの」は個人のほか団体、企業等（法人格の有無を問いません）を含んでいます。

ここでは、市民の範囲を広げて定義しますが、これは地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、住民はもとより西脇市に関わる幅広い人々が協力・連携しあって取り組む必要があると考えるからです。むしろ、これらの市民の力を合わせることによって、より豊かな地域社会がつくられる可能性も期待できます。

ただし、具体的な権利や義務が問題になる時は、改めて市民の範囲を限定する必要がありますので、権利や義務の内容に照らしてそれぞれの条項や条例等で定めます。

(注3) 「住民」

- 【参考】 地方自治法
第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(2) 市

「市」とは、市民の負託に基づき、団体自治を担う議会と執行機関をいいます。通常、市という場合には、行政区分としての西脇市そのものを指す場合や執行機関のみを指す場合があります。

本条例では、用語の定義を明確にするため、議会と執行機関を合わせた地方公共団体（注4）を市としています。

(注4) 「地方公共団体」

【参考】 地方自治法

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

第2条 地方公共団体は、法人とする。

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

(3) 執行機関

執行機関（注5）とは、市の行政の実務を行う行政機関のことをいいます。「市長」とは、市長個人のことではなく、市長としての権限を持つ執行機関のことを指します。

また、地方自治法により定められた「委員会・委員」等の執行機関として、西脇市には現在、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会と固定資産評価審査委員会があります。

(注5) 「執行機関」

【参考】 地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

(1) 公安委員会

(2) 労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

- 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- 8 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(4) 参画

参画（注6）とは、市民が市の政策の、課題発見、解決策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に市民が自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。

参画は、単なる参加ではなく、政策立案などの意思形成過程に加わることで、幅広い視点と責任ある発言などが求められます。このために市民は行政と情報を共有するとともに地域課題や行政システムについて学習することが必要です。生涯学習の意義もここにあります。

(5) 協働

協働（注6）とは、自治の推進のために市民と市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。

言い換えれば、自治の推進、すなわちまちづくりの共通目標（住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育等の地域課題の解決等）を達成するために、公共サービスの提供や社会的課題（地域課題）の改善・解決を通して、多様な主体と行政がそれぞれの役割と責務を自覚しながら、それぞれの特性や資源等を活かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すことをいいます。

協働に当たっては、これらの原則に基づいて行動することが大切です。

(注6) 「参画」「協働」

【参考】 「西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン」から
参画とは、計画の立案に関わること。協働とは、力を合わせて働くこと。
参画と協働とは、市民（住民、企業、各種団体、行政などの社会を構成する多様な主体）と行政が一緒になって、自分たちのまちを住みよく、暮らしやすくするため、知恵や力を出し合い、みんなのことはみんな決めて、みんなのまちづくりに取り組んでいくことです。

第2章 基本理念及び基本原則

第2章は、自治の基本理念と基本原則を定めています。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとしします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を推進します。
- (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる、持続可能な循環型の共生社会を形成します。

《条例修正案》

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとしします。

- (1) 自治の主体は市民であり、市は主権者である市民の意思を適切に反映した信託に基づく市政を推進します。
- (2) 性別や年齢、国籍、民族、思想信条などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成します。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる、持続可能な共生社会を形成します。

【逐条解説案】

第3条では、自治の基本理念について定めています。市民と市が自治を進めるに当たってのあるべき姿を、自治の基本理念として3つ定めています。

また、この基本理念については、本市の行動目標である市民憲章の考え方を踏まえて定めています。

第1号では、自治（地域において、市民が自らの意思に基づいて地域経営について考え、自ら又は代表者を選んで決定し、運営していくこと。）の主体が市民であり、市は主権者である市民（注7）の意思を適切に反映した、市民の信託に基づく市政を推進することを宣言しています。

また、市民憲章の「明朗で誠実な人になりましょう」「健康で

「明るい家庭をつくりましょう」という2か条を含めて考えています。

(注7) 「主権者である市民」

《主権の考え方について》

この条例で、「主権者である市民」という表記をしていますが、この条例における「市民」の定義は、第2条のとおり広く捉えています。

日本国憲法の前文に規定する「国民主権」とは、国政のあり方を最終的に決定する力（国民主権）ですので、自治体に置き換えれば、地方自治法第11条に規定する選挙権を有する住民が主権者であり、選挙を通じて決定権を行使するという考え方もあります。

しかし、選挙権のない住民や市内で働く者や学ぶ者、市内で活動する個人もまた西脇市の地域社会を形成する主体（自治の担い手）です。このような個人がまちの発展に大きな役割を果たしていることを考えると、地方自治法に規定する限定的な主権をベースにまちづくりを考えるのではなく、子どもたちも含む自治体を構成する様々な自治の主体と捉える事の方が現実的です。

したがって、この条例では、主権の範囲を選挙権の有無にとどまらず、参画と協働の主体であると捉え、参画の機会を保障し、協働を推進することによって、魅力あるまちを形づくろうとする考え方を採っています。

第2号では、市民一人ひとりの基本的人権が守られ尊重されることを自治の根底に置いて、人権を保障された人々だからこそ自分自身の利益だけでなく、周囲の人に配慮し、相互に助け合う共助の精神を持ち、支えあう社会をつくっていくことができるという趣旨です。そうした支えあう社会では、人々は安全・安心に暮らすことができます。住民自治の目標はそうした社会をつくることであり、市政の最大の目標もそこにあります。

また、市民憲章の「支えあい住みよいまちをつくりましょう」の1か条を含めて考えています。

第3号では、本市が有する豊かな自然と共生し、先人が築いてきた自然や文化・伝統などの様々な資源を大切にし、活用することによって、それらの資源を伸ばしながら次の世代に引き継いでいくという持続可能な共生社会をつくっていく決意を宣言しています。

また、市民憲章の「自然を愛し豊かな心を育てましょう」「青少年の夢と希望を育てましょう」の2か条を含めて考えています。

(補完性の原則)

第4条 市民及び市は、自治を推進するにあたって、まず市民自らが身近な近隣での協議や実践を行い、それを地域が、さらに市が補完していくことを原則とします。

《条例修正案》

（補完性の原則）

第4条 市民及び市は、自治を推進するに当たって、まず市民自らが身近なところから協議や実践を行い、それを地域が、さらに市が補完していくことを原則とします。

【逐条解説案】

第4条から第7条の4か条では、自治を推進するに当たって基本とする行動原則を4つ挙げています。

本条では、補完性の原則を定めています。補完性の原則とは、身近な問題・課題については、まず市民自らが行い（自助）、それではできない場合には近隣や地域で行い（共助）、それでもできない場合には市が行う（公助）というふうに順次補完していく考え方です。ここでいう「身近なところから」とは、空間的に近いところ（向こう三軒両隣）や人のつながりとして身近なところ（一緒に活動しているグループなど）を意味しています。

（多様性の尊重）

第5条 市民及び市は、多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重することを原則とします。

【逐条解説案】

本条では、多様性尊重の原則を定めています。多様性の尊重とは、地域社会が多様な人々や団体等で構成されていることを踏まえて、それぞれの多様性と個性を認め合い、尊重することです。多様性を尊重することにより、子どもや高齢者、障害を持つ人、外国人等全ての人が地域の一員として同じように暮らしていける豊かな自治につながります。市は、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を保障しなければなりません。

多様な人々、多様な主体が互いに連携しあい地域を運営していくことが、地域の強さと持続可能な地域づくりにつながります。

（情報の共有）

第6条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とします。

【逐条解説案】

本条では、情報共有の原則を定めています。市が持っている情

報を積極的に市民に公開し、市民の求めに応じて提供するなど、市民と情報を共有することから参画や協働が始まります。市民が自主的なまちづくり活動を行おうとするときにも、行政情報や地域情報が不可欠です。

また、市民が市政に参画したり市政を注視する時にも、市の施策などに関する情報が不可欠です。そのため、市は自主的かつ積極的に情報を発信していくことが求められます。

(参画と協働)

第7条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、参画・協働することを原則とします。

《条例修正案》

(参画と協働)

第7条 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画することを原則とします。

2 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて公共の領域を担い、協働することを原則とします。

【逐条解説案】

本条では、参画と協働の原則を定めています。

第1項では、市民が市政に参画するに当たっては、自らの意思と責任の下に参画することが重要であるという参画の原則を定めています。また、次項に定める協働をするためには、参画が不可欠となります。

第2項では、自治を推進するに当たっては、多様な主体がそれぞれの役割や責務に基づき、課題解決の全ての段階に関心を持ち、共通の目的に向かって、共に汗を流し、共に責任を担い合って成果を上げる（公共的利益を生み出す）協働の原則を定めています。

第3章 情報の共有のための制度

第3章では、第6条に定める情報共有の原則を受け、情報共有を進めるための具体的な施策を定めています。

(情報の提供)

第8条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民がまちづくり活動に必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するように努めなければなりません。

2 市は、情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

《条例修正案》

（情報の提供）

第8条 市は、広報及び広聴の充実を図ることにより、市民がまちづくり活動に必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

2 市は、情報の提供に当たっては、広報紙、ホームページ等を積極的に活用し、市政に関する情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で市民に提供するものとします。

【逐条解説案】

本条では、情報共有を進めるための基本となる情報の提供について定めています。

第1項では、市が、情報提供の基本となる広報及び的確な情報提供を行うために必要となる広聴を充実することを定めています。

広聴を充実することにより、市民が必要とする情報を的確に把握し、その情報を積極的にしかも効果的に提供しよう広報を充実することとしています。

的確な広報を行うためには広聴が必要であり、市民が様々な意見を述べるためには広報が必要で、広報と広聴はともに非常に深い関係を持っています。

第2項では、情報提供の具体的な方法として広報紙、ホームページ、防災行政無線など多様な方法を積極的に活用し、そして可能な限り多くの市民へ届くよう努めることを定めています。また、情報を提供する際には、分かりやすく、しかも入手しやすい方法で市民に提供することとしています。

（情報の公開）

第9条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

【逐条解説案】

本条は、市政に関する情報を原則として公開しなければならないことを定めています。情報公開の際には、西脇市情報公開条例（平成17年条例第21号）が適用されます。

よって、ここでいう「市民の知る権利」とは、市が有する全て

の情報を知る権利ではなく、市政に関する情報の内公開することのできる情報を知る権利ということになります。

(個人情報保護)

第10条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 市は、福祉に関わる諸活動、災害時及び住民同士の交流等に当たっては、個人情報を一定の認証手続きを経た市民団体等に提供することができます。

《条例修正案》

(個人情報保護)

第10条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 市は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、個人情報を一定の手続きを経て市民団体等に提供することができます。

【逐条解説案】

本条は、個人情報保護について定めています。

情報公開の一方で、個人のプライバシーや権利、利益を保護するためにも、市が保有する個人情報については、厳重な保護が必要であることを定めています。

個人情報は、市民等の財産や利益、そして様々な権利を左右し、一旦漏れた情報は回復することが困難で、情報管理の重要さは益々増しています。

本条では、個人情報保護の基本的な事項を定めています。具体的には、西脇市個人情報保護条例（平成17年条例第22号）が適用されます。

第2項は、個人情報保護が行き過ぎ、本当に必要な時に、必要なところに、必要な情報が行きわたらない場合の対応について定めています。特に、災害時において、要支援者に関する情報がなく救助などに対応できないことも想定されます。かつては、地域コミュニティで、こうした情報はある程度把握していましたが、近隣のお付き合いが希薄化するにつれて、相互の助け合いも、プライバシー感情の高まりとも相まって難しくなっているのが現状

です。

このような状況の下、災害対応や福祉に関わる公益目的の活動を行う場合には、個人情報個人情報保護条例に基づく**手続**を経て団体（例えば、自治会、自主防災組織等）に提供ができることを定めたものです。

これらの団体は、一定の**手続**を経て個人情報を入手できますが、その管理を厳正に行うよう団体内部の体制を構築する必要があります。

（市民間の情報の共有）

第11条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する情報の共有に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

3 市民公益活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

《条例修正案》

（市民間の情報の共有）

第11条 市民は、互いにまちづくり活動に関する情報の交換を行い、情報の共有に努めるとともに、まちづくり活動を行うものは、その活動内容を積極的に公開するよう努めるものとします。

2 市民は、前項に規定する情報の共有に当たっては、個人情報の保護に十分配慮しなければなりません。

【逐条解説案】

本条は、市民間の情報の共有について定めたものです。

第1項では、市民はまちづくり活動に関して、互いに持っている情報を交換し、情報の共有に努めるとともに、様々なまちづくり活動を行う個人や団体は、その活動内容を自主的に提供するため、ホームページを開設したり、市の広報紙を活用するなど積極的に公開するように努めることを定めています。活動内容を公開することによって、より活動に広がりを持たせるとともに、一緒に活動するメンバーを集めることにもつながります。

まちづくり活動に関する情報についても、各々が持っているだけでなく、互いに情報交換をすることにより、より効果的な活動へとつながることが期待できます。

第2項では、まちづくりに関する情報であっても、個人情報の保護には十分配慮しなければならない旨を定めています。しかし、個人情報保護を重視する余り、必要以上に個人情報の提供を拒否

するのではなく、コミュニティの形成などにおいて必要不可欠な情報については、個人情報の有効利用という観点も持ちながら対応していく必要があります。

第4章 参画と協働のための制度

第4章では、第7条に定める参画と協働の原則を受け、参画と協働を進めていくための制度について定めています。

(参画への保障)

第12条 市は、市民参画による市政を推進するための制度や施策を講じ、広く市民が参画する機会を保障しなければなりません。

2 市は、参画と協働を推進するため、市民に情報提供・啓発・学習の機会の提供を行うものとします。

3 執行機関は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

《条例修正案》

(参画への保障)

第12条 市は、市民参画による市政を推進するための制度及び施策を講じ、広く市民が参画する機会を保障しなければなりません。

2 市は、参画と協働を推進するため、市民に情報の提供を行うとともに、啓発を行い、学習の機会を提供するものとします。

3 市は、市民が市政に参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければなりません。

【逐条解説案】

第12条は、参画と協働を推進していく最も基本となる参画の機会を保障する責務について定めています。

市民参画による市政を推進するためには、市は、広く市民が参画できるための施策を講じ、参画する機会を保障する義務があります。

第2項では、参画を推進するためには、市政に関する情報を市民に理解していただくために、情報を提供し、啓発を行い、それらについて学習する機会を提供することを定めています。

第3項では、市政への参画は、市民の権利であって、その権利を行使するか否かはそれぞれの判断によるものであり、強制されるものではないことから、市は、市民が市政に参画しないことを理由に、不利益な取扱いを受けることのないように配慮しなければならないことを定めています。

(参画の推進)

第13条 執行機関は、政策の立案、実施、評価及び改善過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項のうち市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 執行機関は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等多様な方法で実施するものとし、この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適切な周知期間を設けなければなりません。

3 市民は、前2項に規定する意見を提出するとき、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 執行機関は、前項の目的を達成するため、情報提供、意見交換の機会の提供等の支援を行わなければなりません。

《条例修正案》

(参画の推進)

第13条 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程への市民参画を保障するため、次に掲げる事項については、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。ただし、緊急を要する場合等はこの限りではありません。

- (1) 市の重要な基本計画、方針等の策定、変更又は廃止
- (2) 市の基本的な制度を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定、改正又は廃止
- (3) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市が認める施策の実施、変更又は廃止

2 市は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等のうち適切な方法で実施するものとし、この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。

3 市民は、市に意見を提出するときは、市民間で討議を行うよう努めるものとします。

4 市は、前項に規定する討議を促進するため、情報提供、意見交換の機会の提供等を行うよう努めるものとします。

【逐条解説案】

第13条は、市民参画を推進するための制度について定めています。

第1項では、政策の各過程への市民参画を保障するため、できる限り市民に情報を提供し、意見を求めなければならないものを第1号から第3号まで定めています。ただし、市政運営に関する**全て**について市民参画を行うことは市政運営における効率性と迅速性を損なうこととなることから、「ただし、」以降で緊急を要する場合等は例外であることを定めています。

「緊急を要する場合等」とは、災害などの不測の事態が生じた場合には、時間的な制約もあり、その意思決定に緊急性迅速性が求められます。このように、市民の意見を聴くことにより対応が間に合わなくなる場合やその他の法令等により一定の基準が設けられているものなどが該当します。

市民に情報を提供し、意見を求めなければならないものとして、第1号に定める「市の重要な基本計画、方針等」とは、市政全般や環境、福祉、教育などの各行政分野における基本的な計画を指しています。

第2号に定める「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般に係る基本理念や基本方針、個別政策分野に係る基本理念・基本的な制度を定める条例を指しています。また、「市民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例」とは、広く一般市民の生活、事業、活動等に大きな影響を及ぼし、違反者に対する罰則規定がある条例を指しています。ただし、税や使用料など金銭の徴収に関するものを除くこととしています。

第3号に定める「市民生活に重大な影響を及ぼすと執行機関が認める施策」とは、第1号及び第2号に定める計画や条例等には該当しないが、その内容がこれらに類似し、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると執行機関が認めるものを指します。

第2項では、市民に意見を求める際の具体的な手法について定めています。それぞれの事案に応じパブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等のうちから適切な方法を選択して行うことを定めています。

また、市民に意見を求める際には、十分な情報の提供を行うとともに、適当な周知期間を設け、市民が意見を提案する機会を確保しなければならないことを定めています。「適当な周知期間」とは、1か月程度を目安として設けることとしています。

第3項では、市民が市に意見を提出する際は、それぞれの立場

や状況によって様々な考え方や意見があることから、個人的な判断だけでなく、市民同士で討議や意見交換を行い、その討議等を踏まえ、個人の考えに偏らないよう努めていただくことを定めています。

第4項では、第3項に定める討議を促進するためには、計画や条例、施策について市民に理解していただくことが必要であることから、それらについて学習するために必要な情報提供や、意見交換を行う場の提供等の支援を行うことを定めています。

(審議会等の運営)

第14条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議、会議資料及び会議録を原則として公開しなければなりません。

《条例修正案》

(審議会等の運営)

第14条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。

2 執行機関は、審議会等の会議、会議資料及び会議の記録について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するものとします。

【逐条解説案】

第14条では、審議会等への市民参画について定めています。

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びその審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、条例等に基づき設置する協議会、委員会等を指します。

審議会等は、市の政策等を策定する際に、できる限り多様な意見を聞く場として重要な役割を果たしています。このため審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様性（性別、年齢、居住地、職業など）に配慮した構成にする必要があります。

そこで、審議会等にどれだけの市民が参画できるのかが問われます。審議会等には様々な設置目的があり、法令で構成員の枠が決まっているものや高度な専門知識を求められるものもあり、一概に公募市民枠を設定することは困難な場合もあります。例えば、都市計画審議会では学識者と議員を基本として関係行政機関の職員又は当該市町村の住民の中から選任されますので、

公募枠は少なくなります。

このような事情により、一定以上の市民公募枠の割合を設定することが困難であることから、ここでは「原則として委員の全部又は一部」と表現しています。

第2項では、審議会等の公開について定めています。審議会等の公開は、市民の市政への参画や透明性の高い市政運営推進の基礎となることから、審議会等の会議、会議資料及び会議の記録（会議における発言について詳細に記録したもの、又はいわゆる要点筆記など会議の概要がわかるものをいいます。）は原則として公開することとしています。ただし、法令等（法律、政令、省令、条例、規則など）により公開しないことが定められている場合は除かれることになります。

第5章 住民投票

第5章は住民投票についての基本的な事項を定めています。

（住民投票）

第15条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮するものとします。

3 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

《条例修正案》

（住民投票）

第15条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

3 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【逐条解説案】

日本の地方自治制度は、市長、議員を住民の代表とする間接民主主義を採用しており、住民投票は直接民主主義により、それを補完する制度と位置付けられるものです。市政に関わる重要事項とは、広く市民の意思を直接確認する必要があると認めら

れる事案を指します。例えば、全国の事例では、原子力発電所の建設、産業廃棄物処理施設の建設など、市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、住民投票条例の議決を経て、住民投票の制度を設けることができますとしています。

住民投票は、市民を二分する可能性があるなど住民相互の関係性にも大きな影響があり、また、実施には相当なコストを要するものであるため、慎重に行うべきです。その意味で市長及び議会による判断を必要としています。

実際に実施する場合にも、住民投票事案の論点を明確にし、十分な情報提供を行った上で臨むべきで、市民が的確な判断を下せるよう準備が必要となります。

なお、住民投票には、常設型と個別設置型があります。常設型とは、自治基本条例や住民投票条例等の規定により、一定以上の有権者等の連署があれば議会の議決を経なくとも住民投票を実施するというものです。多数の連署があれば住民投票を実施できるという住民の意思を反映しやすいというメリットがありますが、一方で住民投票の乱発を招く恐れがあるというデメリットもあります。

個別設置型は、本条例のように、地方自治法の規定を準用して住民の条例制定請求権を用いるものです。この場合、住民投票条例の制定を請求するハードルは低くなりますが、議会による議決が必要となり、間接民主主義に適合したものと言えます。

本条例では、個別設置型を採用しています。

第2項では、住民投票にかける事案や投票資格者の範囲をどうするか等については、事案によって異なると考えられるため、事案ごとに住民投票条例で定めるとしています。

なお、住民投票の対象とする事案については何でもいいというものではなく、次の事項は除くこととします。

(1) 市の権限に属さない事項

例：市が県立病院の設置を決定することなど

(2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

例：議会の解散請求（地方自治法第76条）

議員の解職請求（地方自治法第80条）

市長の解職請求（地方自治法第81条）など

(3) 市の組織、人事及び財務に関する事項

例：〇〇課の設置、〇〇部長の降格など

(4) 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項

- 例：市民税の税率の改定、公共施設使用料の改定など
- (5) その他住民投票の実施が不相当と認められる事項

第3項では、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。現行法の下では、住民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果は市長や議会の選択や決断を拘束するものではありません。しかし、市長及び議会は、住民投票の結果を「尊重する」という形で事務を行う必要があるとしています。法的拘束力は持ちませんが、多数の市民の意見が直接表明されたことの意味は重く受け止められるべきであると考えられます。

(住民投票の実施)

- 第16条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があったときは、住民投票実施に関する条例を議会に提出しなければなりません。
- 2 市長は、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。
- 3 住民投票は、投票者の総数が当該住民投票に参加できる者の2分の1に満たないときは成立しないものとします。この場合において、投票者数のみを公表し開票は行わないものとします。

《条例修正案》

(住民投票の請求及び発議)

- 第16条 本市において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票実施に関する条例の制定を市長に請求することができます。
- 2 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、また、市長は必要に応じ、住民投票実施に関する条例を議会に提出することができます。
- 3 市長は、前2項に定める条例が可決されたときはこれを実施しなければなりません。

【逐条解説案】

第16条では、住民投票に関する住民からの請求[手続](#)、議員及び市長の発議について定めています。

住民投票実施に関する条例は、市長の意思決定によるものだけでなく、住民による直接請求や議員による発議によっても条例案を提出することは可能であるとされています。このことは地方

自治法第74条と第112条にも定められていますが、住民投票の重要性を勘案し、この条例においても定めるものです。

第1項では、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの一つとして、「〇〇に関する住民投票条例」の制定を市長に請求できることを定めています。この場合、市内の有権者総数の50分の1以上の者の連署が必要になります。

第2項では、地方自治法第112条に基づく、議員の議案提出権について定めたもので、議員自らによる、住民投票条例の議会への提出と市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合、住民投票条例を議会に提出できることを定めています。議員が条例を提案しようとする場合には、議員定数の12分の1以上の者の賛成が必要条件となります。

第3項では、市民、議員、市長それぞれが発議した住民投票条例について、議会において可決された際には住民投票を実施しなければならないことを定めています。

なお、住民投票の期日や住民投票の投票率と開票の関係（例えば、一定の投票者数に満たない場合には開票しないなど）などについては、それぞれの住民投票条例において定めることとなります。

第6章 市民自治組織等

第6章は、住民自治を推進するための基本となる市民自治組織及び市民公益活動について定めています。

（市民自治協議会）

第17条 市民は、地域の特性を生かした地域自治を推進するため、市民自治協議会（共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住するすべての個人及び所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織をいいます。）を設置することができます。

2 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域自治の推進に取り組むものとし、

3 市は、市民主体の自治を推進するため、第1項に規定する市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとし、

《条例修正案》

（市民自治協議会）

第17条 一定のまとまりのある地域内に居住する市民は、市の認証を

経て、その地域内において、居住するすべての個人及び所在する法人その他の団体で構成される一つの自治組織（以下「市民自治協議会」といいます。）を設立することができます。

- 2 市民自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。
- 3 市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ主体的に地域自治の推進に取り組むものとします。
- 4 市は、市民主体の自治を推進するため、市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。
- 5 市民自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【逐条解説案】

第17条では、市民自治協議会について定めています。

少子高齢化が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりに取り組むという補完性の原則に則った地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域の人々が、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにはどのようなまちをつくっていききたいかという地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組んでいくためにも、地域の区長会や地域内の各種団体・グループなどが連携して活動する市民自治協議会を形成し、お互いに補完できる体制をつくっていくことが必要です。

第1項に定める「市民自治協議会」とは、これまで地区まちづくり活動に取り組んできた、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区において、地域内に居住する全ての個人や法人・団体を構成員とし、民主的な運営により地区の活性化や様々な地域の課題解決に向け、協力・連携して取り組む組織を想定しています。

また、市民自治協議会は、この条例で位置付けることにより、公共的団体となります。そのため地域内に居住する全ての個人や法人等を構成員とし、様々な団体が連携することによって、地域代表制を担保する必要があります。

従って、市民自治協議会が実施・提供する公共サービスは、全構成員に行きわたるべきものであり、提供に当たって差別的な取扱はできませんし、組織運営及び活動は、構成員誰もが参加できなければなりません。しかし、一方で、全住民が構成員になるとはいえ、市民自治協議会が実施する活動に参加を強制されるわけではありません。参加の自由は完全に保障されなければなりません。

また、一つの地域に一つの市民自治協議会のみを設置できるとし

ているのは、市民自治協議会は公共的地域自治団体であることから、一つの地域に独自の主張を持つ2以上の公共的住民自治団体が存在することは望ましくないためです。地域の多様な主体あるいは個人は、市民自治協議会に参画し、その中で民主的な議論を通して住民の総意をかたち作っていくことが求められます。

第2項では、市民自治協議会は、民主的で透明性のある運営を行うという運営の基本的な方法と、地域の課題を解決するために活動するという目的を定めています。

第3項では、市民自治協議会は、自らの活動に責任を持って主体的に住民自治を推進し、心豊かな地域社会の実現に取り組むという、市民自治協議会の活動目的を示しています。

第4項では、市は、市民主体の自治を推進するため、市民自治協議会の活動を尊重し、その活動に必要な支援を行うことを定めています。様々な支援とは、補助金の交付などの活動資金に関するものや団体運営のマネジメントに関する研修会の開催、先進事例などに関する情報の提供など、協働の原則に基づく支援になります。

第5項では、組織の要件や設立手続などについては、別途詳細に定めることとしています。

(市民公益活動)

第18条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利かつ公益的な市民団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

【逐条解説案】

第18条では、市民公益活動について定めています。

「市民公益活動」とは、市民が、自発的かつ自主的に行う、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動で、地縁によらず、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動です。前条では、地域住民を主体とした活動について定めましたが、今後、この市民公益活動が、住民自治活動とともにまちづくりの重要な担い手となっていくと予想されます。

市は、市民公益活動を尊重し、その活動に必要な支援を行うことを定めています。

市民公益活動団体に対する支援として、組織や事業運営のマネジメント等の研修会の開催や、活動に必要な情報や活動拠点の提供、補助金などの交付が挙げられますが、市はあくまで団体の主体性を尊重し、過度に指導や監督をすべきではないと考えます。

第7章 市民・議会・市長等の役割・責務等

第7章は、自治の担い手である市民、議会、市長等について3節に区分し、権利や役割、責務等について定めています。

第1節 市民

第1節は市民の権利、市民の役割及び責務、事業者の役割について定めています。

(市民の権利)

第19条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

- 2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するため、主体的に組織をつくり、自立した活動を行う権利を有します。
- 3 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたり学ぶ権利を有します。
- 4 市長は、前項の目的を達成するため、市民が生涯にわたり学ぶ機会を保障するよう努めます。

《条例修正案》

(市民の権利)

第19条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

- 2 市民は、地域における自治活動、その他の公益的活動を推進するため、主体的に組織をつくり、自立した活動を行う権利を有します。
- 3 市民は、自ら考え行動するため、生涯にわたり学ぶ権利を有します。
- 4 市は、前項の目的を達成するため、市民が生涯にわたり学ぶ機会を保障するよう努めます。

【逐条解説案】

第19条は、自治に関する市民の権利について定めています。

第1項では、市民は市政に関する情報を知る権利と市政に参画する権利を有することを定めています。市民にとって市政に関する情報は、主権者としての権利を行使するためにも、まちづくり活動を行うためにも基本となるものです。ただし、第9条にあるとおり、市が有する全ての情報を知るという権利ではなく、市政に関する情報の内公開することのできる情報を知る権利を有することを定めています。

また、参画する権利についても、これからの市政を進めていく上で基本となる事項ですが、第12条から第14条に定める様々な参画の手法を使うことによる参画の権利を定めています。

第2項では、市民は、地域での住民自治活動や目的別の課題解決に向けた市民公益活動を行うために、自らの意思で組織をつくり、自立した活動を行う権利を有することを定めています。

第3項では、市民の生涯にわたって学習する権利を定めています。市民が自ら考え行動するためには、社会や行政の仕組みについても幅広い知識を持ち、また、課題について考える能力を養う必要があります。

生涯学習は、市民が市民としての権利を主張したり、人権意識を高めたりするとき、また、地域の住民自治活動などに参加するときに必要な知識などを学ぶ機会としても非常に重要です。

市民個人が、生涯学習により身に付けた知識や経験を地域の中でまちづくりに生かすことにより市が推奨してきた「生涯学習まちづくり」の実現に繋がります。

第4項では、第3項に定める市民が生涯にわたって学ぶために、市は学習の機会をできる限り保障することを定めています。ただし、市民の生涯学習の権利は、他から与えられるだけのものではなく、市民自らが必要とするものを選択し、自ら学習のプログラムを組み立てることが必要です。

(市民の役割及び責務)

第20条 市民は、主権者として自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し助け合うとともに、協働による自治の推進に努めます。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。

3 市民は、市政の運営に関し、議会及び執行機関が市民の信託に的確にこたえているかどうか注視するよう努めます。

4 市民は、市政に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

《条例修正案》

(市民の役割及び責務)

第20条 市民は、主権者として自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し助け合うとともに、協働による自治の推進に努めます。

2 市民は、自治の推進に当たっては、次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めます。

3 市民は、市政の運営に関し、議会及び執行機関が市民の信託に的確にこたえているか注視するよう努めます。

4 市民は、前条第1項に定める権利の行使に当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。

【逐条解説案】

第20条は、市民の役割及び責務について定めています。

第1項では、市民は主権者として様々な権利を有していますが、権利を主張するだけでなく、市民自治の主体であることを自覚して、自分しかできないことは自ら行い（自助）、お互いを尊重し、助け合う（互助・共助）とともに、協働して自治の推進に努めることを定めています。

第2項では、自治を推進するための活動を行うに当たっては、これからの西脇市を担う次世代にも配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めることを定めています。

第3項では、市民は、直接的に市政を運営する議会や執行機関が市民の意向を踏まえ、的確に対応しているか注意して見守るよう努めることを定めています。

第4項では、市民が第19条第1項に定める市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を行使する際には、自分の利益や感情から意見を述べるのではなく、常に市全体のことを念頭に置き、長期的及び公共的視点をしっかりと持って発言、行動しなければならないことを定めています。

（事業者の役割）

第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進し、公益的な活動への積極的な参加及び支援を行うよう努めます。

《条例修正案》

（事業者の役割及び責務）

第21条 事業者は、自らの社会的責任を認識し、環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び支援を行うよう努めるものとします。

【逐条解説案】

第21条は、事業者の役割について定めています。

「事業者」とは、第2条に定める「市内で活動するもの及び事業を営むもの」を指しています。事業者も、第2条に定める「市民」の一員ですが、事業者は、事業活動を行う中で、環境など様々な面において地域社会への影響も大きいことから、独立して条項を定めています。

事業活動の実施に当たっては、環境や従業員のワークライフバランスなどの市民生活にも配慮し、住民自治活動や市民公益活動へ進んで参加することや支援を行うことが期待されていることからこのように定めています。

第2節 議会

第2節では、議会の役割等、及び責務と議員の役割及び責務について定めています。

(議会の役割等)

第22条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決します。

2 市議会は、市の最高意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

《条例修正案》

(議会の役割等)

第22条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する基本的な事項で別に条例で定めるものを議決します。

2 議会は、市の意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。

【逐条解説案】

第22条は、議会の役割及び権限について定めています。議会の役割と権限については、地方自治法で定められていますが、改めてこの条例に規定することで、議会の権限の重要性を明らかにしています。

第1項では、議会の議決事項について定めています。議会の議決事項については、地方自治法第96条第1項第1号から第15号まで詳しく定められていますが、ここではそのうちの代表的なものを挙げています。また、これ以外にも、地方自治法第96条第2項の規定により、議会が議決すべき事項を条例で定め、これを議決する権限があることを定めています。

第2項では、議会は市民に直接選挙によって選ばれる市民の代表機関であり、市の意思決定機関であることを定めています。また、第1項に定める事項の議決を行う以外にも、市民の意思が適正に反映された市政が行われているかどうかを監視・けん制することを定めています。監視とは、市政に関する予算及び事業の執行状況が適正であるか、市民のニーズに適切に応えているか、市政に関する自治の理念及び原則に従っているかなどをチェックし、適正でない

思われるときは、議会の権限である検査権、調査権等（地方自治法第98条、第100条、第100条の2）により、執行機関をたずることができます。

【参考】議会の権限に関する規定（地方自治法）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれが

- あることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。
- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。
- 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区

- 域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 17 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 18 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。
- 第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(議会の責務)

第23条 市議会は、市民との情報共有・意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。

《条例修正案》

(議会の責務)

第23条 議会は、市民との情報共有及び意見交換を図り、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 議会は、市民の意思を把握し、政策形成機能の強化とその活用に努めなければなりません。

【逐条解説案】

第23条は、議会の責務を定めています。

第1項では、開かれた議会運営について定めています。議会は原則として会議等（本会議のほか常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等があります。）を公開し、いつでも市民が傍聴できるように努めなければなりません。ただし、地方自治法には出席議員の3分の2以上の議決で非公開とすることができる規定（地方自治法第115条）があります。

第2項では、議会の政策形成機能の強化について定めています。地方分権が進み、地方自治体は国や県と対等な立場となり、自律的に行政を執行する必要があります。このため、執行機関は言うまでもなく、議会においても自治立法力が求められます。そこで、議会は、市民の意向を把握し、議案を提出する等、政策形成機能の強化に努めなければならないとしています。

【参考】議会の公開に関する規定（地方自治法）

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

（議員の責務）

第24条 市議会議員は、市民の信託に応え、すべての市民のために誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

《条例修正案》

（議員の役割及び責務）

第24条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければなりません。

【逐条解説案】

第24条は、議員の責務について定めています。議会は、議員によって構成され、議員一人ひとりの活動を通じて議会の役割と責務を果たしていくもので、ここでは議員個人の責務を定めています。

議員は、直接選挙によって市民に選ばれた市民の代表であり、市民の信託を受けて、市の課題や市民ニーズを把握するとともに、常に市民全体の福祉の向上を念頭に置き審議することによって、住民の意思を市政に反映させる職務（役割と責務）を果たすよう努めな

ければなりません。また、分権時代における議会の役割を果たすため、議員個人の審議能力や政策形成能力などをさらに向上させる必要があります。このため、議員は、自ら自己の識見を高めるための研さんを行うべきことを定めています。

第3節 市長及び市職員

第3節では、市の代表者としての市長の役割と責務、職員の責務について定めています。

(市長の役割と責務)

第25条 市長は、地方自治法に定める職務を行うほか、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福利向上のために権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。
2 市長は、この条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、自治の推進及び市民福祉の向上に必要な措置を講じなければなりません。

《条例修正案》

(市長の役割及び責務)

第25条 市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、市民全体の福祉の向上のために権限を適正に行使するとともに、この条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。

【逐条解説案】

第25条は、市長の役割と責務について定めています。

地方自治法に定められた市長の権限と責務（長の統括代表権、事務の管理及び執行権）を改めて明記したもので、市長は、直接選挙により市民に選ばれた市の代表者であり、市民の意向を踏まえて市民の信託に応えるとともに、市民全体の福祉の向上を目指し、市民自治を基本とした市政運営を行わなければならないことを定めています。

また、市長は本条例第3条に定める基本理念と第4条から第7条に定める基本原則にのっとり自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならないことを定めています。

【参考】長の権限及び責務に関する規定（地方自治法）

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

- 第 149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。
- (1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
 - (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
 - (3) 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
 - (4) 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
 - (5) 会計を監督すること。
 - (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
 - (7) 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
 - (8) 証書及び公文書類を保管すること。
 - (9) 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。
- 第 153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。
- 第 154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。
- 第 154条の2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。
- 第 156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。
- 2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。
 - 3 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。
 - 4 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。
 - 5 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。
- 第 157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。
- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。
 - 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。
 - 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

- 第 158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌できる事務については、条例で定めるものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成にあたっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

(職員の責務)

- 第26条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。
- 3 市の職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。
- 4 市の職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

【条例修正案】

(市職員の責務)

- 第26条 市職員（以下「職員」といいます。）は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。
- 3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければなりません。
- 4 職員は、地域の課題解決に向け、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければなりません。

【逐条解説案】

第26条は、職員の責務を定めています。

職員は、地方分権の流れの下、地域自治を基本としたまちづくりを進めていかなければならないなど、常に新しい課題に取り組むことが求められます。このため、第1項では、市長の指揮のもと市民全体のために、法令を遵守するとともに、市民の立場に立って、創意工夫を図り、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを定めています。

第2項では、職員として求められる責務を果たすために、能力を高め、職務に必要な知識や技能などの向上に努めることを定めています。

ます。自らの能力を高めるためには、研修等に積極的に参加するだけでなく、自ら学ぶ姿勢を持つことが必要です。特に最近では、世界的視野での政治・経済・社会の動きを知ることなく行政運営を進めることは困難になっているため、行政の先進事例だけでなく、民間企業などの活動からも学ぶべきことが多くなっています。また、参画と協働や住民自治などの基礎を学び、市民と共にまちづくりを進めるための能力開発も不可欠となっています。

第3項では、職員も一人の地域住民としての自覚を持ち、職員としての知識やノウハウを生かして地域課題の把握や解決などの活動、あるいは様々なボランティア活動などに参加するよう努めることを定めています。

第4項では、第3項で定める活動に参加することと併せて、地域で把握した課題で地域だけでは対応できないことなどについて、市へ情報を伝え、必要な対策を図るという役割を担うよう努めることを定めています。